



目 次	ページ
規 則	
◎高知県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	1
◎高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県港湾区域内等における行為の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県国直轄港湾工事負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年4月25日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第44号
高知県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則
高知県中小企業高度化資金貸付規則（平成3年高知県規則第48号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「◎」を削る。
別記第2号様式及び別記第2号様式の2中「㊦」を削る。
別記第3号様式中「◎」を削り、「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。
別記第3号様式の2から別記第5号様式までの規定中「◎」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
~~~~~  
高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年4月25日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第45号**  
**高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号）の一部を次のように改正する。  
第21条中「は、別記第10号様式のとおりとする」を「の様式は、知事が別に定める」に改める。  
第24条第1項中「別記第15号様式」を「知事が別に定める様式」に改める。  
別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式の2から別記第5号様式まで及び別記第8号様式中「◎」を削る。  
別記第10号様式を次のように改める。  
**第10号様式 削除**  
別記第11号様式及び別記第12号様式中「◎」を削る。  
別記第15号様式を次のように改める。  
**第15号様式 削除**  
別記第16号様式及び別記第17号様式中「◎」を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。  
~~~~~  
高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年4月25日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第46号
高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に、
「氏 名 印」
を
「氏 名 」
に改める。
別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。

別記第8号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に、
「氏 名 印」
を
「氏 名 」
に改める。
別記第9号様式及び別記第10号様式中「印」を削る。
別記第13号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、「◎」を削る。
別記第14号様式中「◎」を削る。
別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第17条関係）

← 9センチメートル →

写真貼り付け箇所	身 分 証 明 書 第 号 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 有効期限 年 月 日	9 セ ン チ メ ー ト ル
上記の者は、高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第2項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。 年 月 日発行 高知県知事 印		

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（抜粋）

（報告徴収、立入検査等）

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第47号

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年高知県規則第119号）の一部を次のように改正する。

- 別記第1号様式中「㊟」を削る。
- 別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式備考1中「（ ）内に」を「括弧内に」に改める。
- 別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。
- 別記第5号様式中「㊟」を削る。
- 別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。
- 別記第8号様式中「㊟」を削る。
- 別記第9号様式中「㊟」を削り、同様式備考1中「（ ）内に」を「括弧内に」に改める。
- 別記第10号様式及び別記第11号様式中「㊟」を削る。
- 別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊟」を削る。
- 別記第14号様式及び別記第15号様式中「㊟」を削る。
- 別記第16号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第48号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

- 別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削

る。
別記第4号様式中「㊦」を削る。
別記第5号様式及び別記第17号様式中「㊦」を削る。
別記第18号様式中「㊦」を削り、「第21条」を「第21条の規定」に改める。
別記第19号様式中「㊦」を削る。
別記第20号様式から別記第22号様式までの規定中「㊦」を削る。
別記第23号様式及び別記第25号様式から別記第30号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第49号****高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例施行規則（昭和38年高知県規則第7号）の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㊦」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県国直轄港湾工事負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第50号**高知県国直轄港湾工事負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県国直轄港湾工事負担金徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第200号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第51号****高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県規則第79号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式中「㊦」を削る。  
別記第2号様式中「㊦」を削る。  
別記第3号様式中「㊦」を削る。  
別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「㊦」を削る。  
別記第8号様式中「㊦」を削る。  
別記第9号様式中「㊦」を削る。  
別記第10号様式中「㊦」を削る。  
別記第11号様式中「㊦」を削る。  
別記第12号様式中「㊦」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第52号**高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県海岸管理条例施行規則（平成18年高知県規則第42号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式から別記第5号様式の2まで及び別記第6号様式から別記第9号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県の管理する港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月25日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第53号****高知県の管理する港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県の管理する港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例施行規則（平成18年高知県規則第133号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。